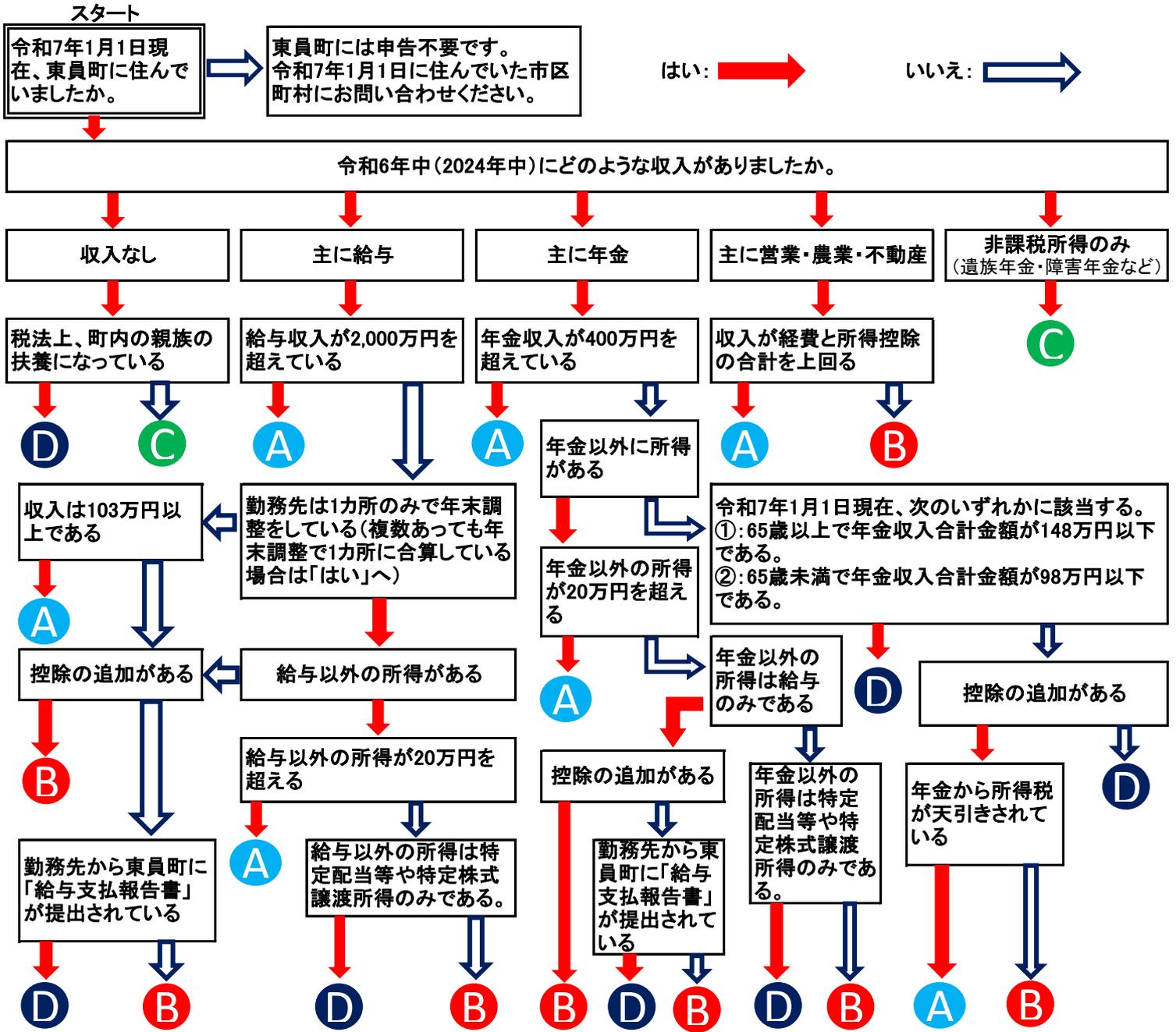


申告フローチャート

ご自身が申告する必要があるかどうか確認する際にお使いください。

このフローチャートは全ての方に対応しているものではありません。ご不明な点がございましたら、東員町役場税務課までお問い合わせください。



判定	結果	申告相談先	注意事項
A	所得税の確定申告が必要です	桑名税務署	所得税の確定申告書を提出した場合は、町民税・県民税の申告は不要になります。 所得や控除の内容により、還付にならない場合があります。
B	町民税・県民税の申告が必要です	東員町役場税務課	所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、桑名税務署への確定申告書の提出が必要となります。
C	町民税・県民税の申告が必要になる場合があります	東員町役場税務課	所得や税額に関する証明書を取得する場合、国民健康保険等の軽減措置等を受ける場合や保育園保育料の算定に必要な場合は、町民税・県民税の申告が必要な場合があります。
D	申告の必要はありません		所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付申告を行う場合は、桑名税務署への確定申告書の提出が必要となります。